



答申第 899 号
令和 2 年 9 月 2 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、令和 2 年 9 月 2 日付け神こ事第 1017 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

保育所等の入所申込手続き相談におけるスマートフォン等を活用した
映像通話システムの導入について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 保育所等の入所申込手続きに係る制度説明、申請書の書き方、必要な添付書類等の相談等を、区の職員が画像データを活用しながら説明を行うため、スマートフォン等を活用した映像システムを導入することは、新型コロナウイルス対策として有効であり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

保育所等の入所申込手続き相談におけるスマートフォン等を活用した
映像通話システムの導入について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

別紙
答申 899

◎: 条例第 11 条第 2 項に該当する情報

【電子計算機処理を行う個人情報】

◎映像ファイル(相談内容によって、病歴や障害の程度がわかる申込書記載内容が映像の中に映る可能性がある。)

- ・電話番号
- ・通話開始・終了日時
- ・通話時間